

第14期町田市立図書館協議会

第19回定例会議事録

日時：2013年6月25日（火） 午前9時30分～午前11時30分
場所：町田市立中央図書館 6階ホール

■出席者

（委員） 松尾昇治（委員長）、市川美奈（副委員長）、沢里冬子、水越規容子、
石井清文、富田直人、久保礼子、山口洋、玉目哲廉、竹内美季（計10名）

（館長） 尾留川朗

（図書館） 石井一郎、河合篤、野口修子

（事務局） 近藤裕一（副館長）、佐久間隆司、佐藤孝久

■欠席者 なし

■傍聴者 なし

第14期図書館協議会第19回定例会次第

《館長報告》

1. 嘱託員の退職・採用について

<退職> 4月30日

氏名	所属
岡本 若菜	鶴川地域図書館奉仕係（鶴川駅前図書館）

<採用> 5月1日

氏名	所属
永井 世津子	鶴川地域図書館奉仕係（鶴川駅前図書館）

2. 教育委員会

○5月17日（金）

<報告事項>

- ・耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館について（図書館）

○6月10日（月）

<報告事項>

- ・（仮称）忠生図書館の概要について（図書館）
- ・図書館事業計画の策定について（図書館）
- ・「<きのこ×文学>ワンダー★ランド～きのこ文学の森へようこそ！
～」展の開催について（文学館）……………資料1

3. 2013年第2回町田市議会定例会

<一般質問>

○森本 せいや議員 6月11日（火）

3 市立図書館の活性化について

- ①市立図書館の Audio Visual 資料の貸借場所の柔軟化を
- 三遊亭 らん丈議員 6月14日(金)
 - 1 市立図書館の利便性向上を目指して
 - ①病院患者図書館について(「病院患者図書館についての要望書」を踏まえて)今後の対応を問う
 - ②利用券を忘れた来館者への対応
 - ③図書の延滞を防止するために
 - ④不要となった図書の有効利用について
- 殿村 健一議員 6月14日(金)
 - 2 団地再生基本方針について
 - ③木曾山崎図書館の建替え、子どもセンターや児童館の増設について問う

<文教社会常任委員会> 6月19日(水)

- 第50号議案 平成25年度(2013年度)町田市一般会計補正予算
歳入:緊急雇用創出事業費臨時特例補助 5,400万(ICタグ導入分)
- 行政報告
 - ①図書館事業計画の策定について
 - ②耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館について
 - ③鶴川駅前図書館の利用実績について
 - ④町田市立図書館と川崎市立図書館との相互利用実績について

4. その他

- ①図書館事業計画について
 - ・図書館事業計画(2013年度~2017年度) ……(冊子)
 - ・図書館事業計画の策定について ……資料2
 - ・図書館事業計画(案)に対する質問・意見とそれに対する見解
……………資料3
- ②耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館について ……資料4
- ③鶴川駅前図書館の利用実績について ……資料5

- ④町田市立図書館と川崎市立図書館との相互利用実績について……資料 6
- ⑤2013年度図書館評価項目一覧表について ……………資料 7
- ⑥（仮称）忠生図書館のエリア別面積について ……………資料 8

《協議事項》

1. 市立図書館と学校図書館の連携について
- ・緊急提言 学校図書館に学校司書配置を（案） ……………資料 9
 - ・学校支援貸出および団体貸出事務手続き一覧 ……………資料 10
2. 議事録の訂正方法について ……………資料 11
3. その他

■議事録

○松尾委員長 それでは、おはようございます。富田委員は多少おくれるとご報告が入っております。館長は本庁で会議中ということなので、おくれて来ると思います。その他の委員の皆さんお集まりで定足数に達していますので、今から第14期図書館協議会の第19回の定例会を始めたいと思います。

お手元に次第がありますが、館長報告については館長がこちらにいらしてからお願いするといたしまして、2枚目の協議事項がきょうはその他を含めて3点ございます。市立図書館と学校図書館の連携についてと議事録の訂正方法について、その他となっていますが、さるびあ図書館から職員がお2人、学校図書館の支援サービス担当でお見えになっております。この前の会議のときに、ぜひご出席をいただきましてご説明をとということになっていましたから、その部分を最初にいたしまして、その後、議事録の訂正方法に移りまして、館長が来ましたら報告をお願いして、最後に協議事項の1番をやっていききたいという段取りで、2時間の時間ですが、大分資料も多く、精力的にやっついていかないと消化できないのかなとは思っていますので、そのような段取りでよろしいでしょうか。——では、お願いいたします。

最初に、「学校支援貸出および団体貸出事務手続き一覧」をご覧いただきながら、職員の方、ご説明をお願いします。

○事務局 では、最初に学校図書館の支援の説明ということなので紹介させていただきます。きょう、さるびあ図書館から実際に担当しております石井に来てもらっております。それと以前、昨年度までさるびあ図書館で担当していましたが、4月から中央図書館に異動しました河合の2名に出席して説明していただくという形で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○石井主任 紹介にあずかりました、さるびあ図書館で学校支援の担当をしております石井と申します。説明をさせていただきます。

お配りした資料ですけれども、「学校図書館支援貸出および団体貸出事務手続き一覧」ということで、どういう点が違うのか、どういう手続をするのかというのを具体的にまとめたもの、あと、学校支援という制度は2008年から始まりましたので、統計的には2008年から2012年の5年間、ことし6年目に入りました。その推移、どういう形でふえてきたかというのをこれで見いただければと思います。その資料をもとに説明させていただきます。

○久保委員 済みません、どの資料でしょうか。

○石井主任 資料10です。表に手続の一覧、裏側に統計、過去5年間の数字が載っていますので、それを見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

学校図書館支援貸出ということで2008年度から始まった制度ですが、主にどういうことで使われたかということです。朝読とか読み物、こういうものをやりたいとか、あとは調べ学習とか総合学習の授業でこういった資料が欲しいということで申し出をいただいて、それを1カ月間、4週間ですけれども、そういう依頼を受け、貸出をする制度です。

全市立の小中学校には登録してくださいと、毎年3月には新規の登録と更新の手続の書類を送っております。その際にお勧めリストとか、そういうご案内等も送っております。まだ全校の登録はないのです。ほとんどの学校で登録は既にされていますが、そのうちの8割ぐらいが利用するという形で、小学校は多いのですが、中学校は登録しているのですけれども、利用回数は少ないのかなというところがあります。実際、申し込み等をしていただいて、随時ファクスで依頼が来るのです。依頼書としては2種類ありまして、1つが指定図書、20冊までなのですけれども、これは主に使われ方というと、朝読などで使うもので、「みんなで読もうこどもの本」で紹介された本とか、学校で出しているリストとか、こういう本が欲しいということで20冊まで依頼をする指定用の図書の申込用紙が1つ。

もう1つは、テーマを決めてのもの。比較的多いのが林間学校とか修学旅行、あとは社会の勉強のために、こういう本が欲しいということで、例えば日光の関係資料が欲しいとか、京都・奈良とかの修学旅行でそういった資料が欲しいとか。あと、川上村へ行くので川上村の資料とか、社会でお米の作り方をやっているからお米についてとか、蚕とか、昔の生活にかかわるような本。あと、地域の鶴見川の資料がないかということでテーマを決めていただいて、50冊までということなので、ファクスで依頼をしていただいております。ファクスで依頼がさるびあ図書館に来たあと、電話連絡をしていただいて、口頭でインタビューしながら内容を再度確認するという作業をします。

配本日がもう決まっていますので、地域ごとに4コースに分かれています。行く日は火曜日と金曜日ですが、隔週でコースが分かれています。配本日の2週間前までに申し込みをしてくださいとお願いしております。2週間の間で職員が時間を見つけながら、合う資料を探して貸出の準備をします。貸出の制限としては、1回、配本が学校単位ですので、1校50冊までということが決まっています。隔週で行いますので、次のとき

に別の先生が借りれば、同じ学校に対して合計100冊貸出になるということです。実際に貸す本については、図書と雑誌と紙芝居ということで、新刊と禁帯出とレファレンス、A V資料等は除きますということです。複本は不可になります。同じ本は2冊はありません。ただ、年版が違ふとか、別の版になれば、それは1冊、別々の本として扱っております。ただし、ポプラディアについては4セットまで貸出可能という例外もございます。

メールカーについては、さるびあ図書館にワンボックスカーが1台あります。さるびあ図書館の場合はBMの運転手さんが3名おります。BMの合間を縫って火曜日、金曜日、お1人の方をお願いして、時間を見ながら午前中に行ったり、午後に行ったり、貸出のあるところと返却のあるところについて訪問しております。メールを出しています。

1年間で登録していきますので、どうしても利用としては年度の始めの4月というのは学校も準備ができていないので比較的少なく、5月、6月に少しふえていまして、夏はないのですが、9月以降、2学期が比較的多いです。3学期は年度末なので利用の頻度は少ないという現状にあります。学校支援については、概略ですが、そういう形で今行っております。

○河合主任 全体としてということで河合から、統計的な資料は裏側になるのですが、2008年度、6月ごろでしたけれども、始めまして、昨年度まで少しずつ利用実績が上がってきているということです。先ほど石井からもお話ししましたとおり、例えば小学校ですと日光修学旅行のお勧めリスト9冊というようなリストをつくっていきまして、この本は学校図書館でも備えるといいですよということで、買える、買えない、購入可能な資料ですよというようなものをリストの中につけていきまして、そういうリストを幾つか整備していきまして、中学校などですと奈良・京都の修学旅行のリストであるとか、あと、お米のリスト、蚕（かいこ）のリスト等も整備してきて、それも活用していただいて、学校図書館充実も考えていっているというような状況もあるかと思っております。

補足的にお話しさせていただきました。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。今、石井さん、あと、河合さんからご説明いただいたのですが、委員の皆さんから、今のご説明を含めてご質問等はございませんか。

○竹内委員 小中学校から社会科に関してのリクエストは、学校でダブる依頼が来たときには、どういう対処をされておりますか。

○石井主任 日光などはよくダブります。それは調整して、基本的に先着順なのですけれ

ども、同じ日であれば、こちらで冊数を制限して調整、あと、学校の先生等に連絡をとりながら、どうしても冊数的には減ってしまうとか、希望どおりにはいかないとか、その辺は連絡をとりながらやっております。今も、どうしても日光は集中してしまうのですね。

○竹内委員 修学旅行のということで。

○石井主任 そうです、林間学校などで。比較的早い時期であれば、多少用意はできるのですけれども、どうしても、二、三校同時になってしまうこともあるので、こちらのストックも余りないので他館から借りることもあります。それでバランスを見ながら、こちらでも予備はある程度購入して、支援用ということで保存はしています。それでも集中してしまうと、ちょっと希望どおりにはかなわないので、バランスをとりながら、冊数としては、どうしてもこのぐらいしか用意ができませんということで、調整しながらやっているという状態です。

○竹内委員 では、全く要望に応えられないということは、今まではいかがでしたか。

○石井主任 それはないですね。一応冊数はある。ただし、希望どおりにはいかない。数がそろわない場合もあります。だから、生徒1人1人に渡らせたいという希望もあるので、30冊以上とか50冊とか、20冊欲しいとか言うのですけれども、できるだけ冊数を集められるようにはします。ただし、ちょっと冊数が希望どおりかないませんけれども、何冊ほどでどうでしょうかというお答え、やりとりをしながらやっています。

○竹内委員 わかりました。ありがとうございます。

○水越委員 細かなことをお聞きして、もし統計がなければあれなのですけれども、依頼件数がふえてきていて170件ということなのです。ただ、校数で割ると、1校当たり年間に4回ぐらいというのが平均値ですね。そうすると、2週間に1回回るスケジュールが組まれていて、1年間に1つの学校に20回とか回るようなスケジュールが組まれていると思うのですけれども、その中で持っていくときと回収のときもあるから8回と考えると、実際に学校に行かなければならない回数というのは決してスケジュールどおりにはないですね。だから、もしこの次に何か資料を出していただくとしたら、つまり、火曜日と金曜日に回るときに、実際は何校回る必要があるのか。平均値というのも難しいと思うのですが、先ほど秋ごろが多いと言われたので、多いときと少ないときといろいろ差があると思うのですけれども、恐らく1校、2校回れば済む曜日も月にあるのではないかと推測してしまうのです。

○石井主任 そうです。実際、私も4月から担当になったのですけれども、希望校がなく

て全く行かないときもあります。火曜日、きょう配本に行くのが2校です。返却が1校という形で、貸出と返却とダブるときもありますけれども、多くても4校行くかどうかぐらいです。全然希望校がない日もあります。

○水越委員 そうすると、これからどんどんふえていけばまた別なのですけれども、これからのさるびあ図書館の学校図書館支援サービスの方向として、それはいろいろ議論があるところかもしれないけれども、ある程度、例えば1つの学校に対する2週間に1回の火曜日の配本というスケジュールをもうちょっと流動的なものにしていくというお考えはないですか。これはいいのかわかりませんが。

○河合主任 前年度までは全校申し込みがあるなしにかかわらず、貸出、返却がなくても回っていたのです。年間で約80回、全学校に対して回っていたような形なのですけれども、事務の効率化ということがありまして、コース取りというのは、例えば南地区であるとか、町田地区であるとか、鶴川方面であるとか、あるいは忠生・堺地区というエリアは残したのです。それで議論の中で、例えば火曜日に申し込みがあれば、回れるだけ回ろうかというのも考えないわけではなかったのですけれども、鶴間小学校があって、ゆくのき学園があると、それを同じ日に回るというのは効率的ではないのかなというので、2週間に1遍のA、B、C、Dのコースは残したという経過があるのです。例えば三輪小学校へ行って、鶴間小学校へ行って、ゆくのき学園を同じ日に回るというのは非効率で1日ばかりになってしまうので、近いコース取りは今年度は残しているという状況です。

○山口委員 先ほどの学校からの資料の申し込みで、ファクスでさるびあ図書館へ連絡が入るといって伺いましたが、これはむしろ学校側の問題なのかなと思うのですが、町田市の場合だと申し込みをするのは、窓口として例えばその授業を担当している先生がなさるのか、学校図書館の指導員という形なのか、それとも司書教諭の先生がやられるのか。

○石井主任 それは学校によっていろいろです。学校図書指導員の方から来る場合、学校の先生から直接来てしまうので、学校の先生だとどうしても調整があるので、同じ日にバッティングするケースもあります。50冊という制限があるので、学校の中で先生たちで調整してくださいとか、違う日付にしてくださいとか、その辺の調整はこちらでやるのですが、学校の先生はどうしても急にというのがあるので、あしたまでとか急にやってくるので、その辺はこちらで調整をしながら、ほかの方と50冊という制限の中で調整をしながらやっております。

○山口委員 そうすると、公立図書館からの学校に対する支援貸出の窓口がなかなか定ま
っていない、見えにくいというところなのですかね。例えば学校図書館支援だと、その資
料を学校図書館の中へ入れて、そこから校内で利用というイメージを持つのですけれど
も、授業を担当されている先生から直接依頼があった場合は、それでも学校図書館のほう
へ貸出という形ですか。

○石井主任 あくまで支援ということで専用の貸出カードですね。ただ、配本場所という
のは事務所であったり、学校の図書室であったり、学校ごとに置き場所が違うので、その
後、こちらでは引き渡しだけなので、ここに置いてくださいと。事務の方に立ち会って
いただいて、大概事務の方なのですけれども、立ち会っていただいて、冊数とかを確認して
いただいて渡していく、返却をするという流れです。

○山口委員 そうしますと、厳密に言うと、これは学校支援と学校図書館支援というこ
とで分けて考えることも必要になる場合があるのかなと。つまり、例えば図書館同士です
と、図書館間相互貸借などというのを公共図書館、大学図書館でやっていますけれども、
そういう形とはちょっと違いますね。

○水越委員 つまり、それは学校側にきちんとした体制がないからということ、そこに
尽きると思います。

○山口委員 ないということですね。だから、お話を伺っていて、特に公立図書館側は
かなり制度をつくって頑張ってやっていたらっしゃるし、実際にさるびあ図書館の職員の方
たちは本当によくやってくださっているなというのは利用者として見てもわかるのですが、
やはり効率よくいかない部分の1つには、かねてから協議会でも議論している学校図書
館側の特に窓口の体制ということなのかなと。ですから、そのところで、例えば毎年書類
で登録を呼びかけていながらも、100%登録に入らないというのは、登録するだけだっ
たら事務的な問題ですから、登録しておけばいつでも使えるチャンスはある。でも、当初
から登録していない学校もあるという現状ですね。

○石井主任 そうです。ことし、1つ新規の登録があったのです。南第四小学校が新規
で、今まで登録はしていなかったのですけれども、説明にお伺いしたのです。なぜ今
まで申し込みしていなかったかと聞いたのですけれども、教職員の方が申し込みへ動
いて登録まで来たのです。その方は南第四小学校2年目の方で、たまたま前に江戸
川区かどこか、都内の区内の学校で資料をよく利用された方だったのです。南第
四小学校に来たのだけれども、使っていないということで、こういう制度がある
ので、登録して使いましょうとい

う声をかけて登録していただいた。その先生は1年生の担任なので、どこで使っていいかわからない。今まで高学年で使っていたというのがあるのですけれども、せっかく申し込みをしていただいたのに、利用はこれからかなというところです。

学校によって誰が登録に動いてくれるのかというのもあるのですけれども、熱心な先生がいらっしゃれば、そういう動きが出てくるのかなと。図書指導員さんも大変だと思うのですけれども、学校の体制がうまくできれば申し込みがあって、まだ登録していない学校も数校あるので、そういう意味では。登録していても、去年、全く利用していない学校も実際あるので、そういうことでいくと、まだ十分利用されていないということになります。

○山口委員 ありがとうございます。今、未利用の学校もまだあると。要するに、登録はしているけれども、利用はしていない学校ですね。使わなかったというのは理由まで把握されていますでしょうか。

○石井主任 確認はしていません。

○山口委員 例えば、たまたま使うような授業の展開がなかったということもあるかもしれないけれども、もう1つは、使いづらかったという理由なども出てくるかもしれないし、そういうところは何か、もう6年目の制度ですので、現場にヒアリングをなさるなどというのは今後お考えになっていることなのですか。まだそれは調べてはいないのですね。

○石井主任 ええ、私もまだかわったばかりですので、確かに利用していない学校があるなどというのは統計を見ながら、せっかく登録しているのにというのはあります。

○水越委員 もう1つ、ポプラディアを4セット、せっかく用意されたのですけれども、これの年間の利用校数はどのくらいでしょうか。

○河合主任 数回ですね。

○水越委員 小学校がほとんどですか。

○河合主任 小学校ですね。中学校1年生くらいで使われた中学校も過去にはありました。

○松尾委員長 それでは、時間が30分という都合もありましたものですから、これで学校図書館支援についてのご説明を終わらせていただきますが、まだ登録していない学校かどうか、あるいは利用状況等を含めて、さらに改善の努力をしていただければと思います。

○石井委員 小学校の立場から見ると、学校ですから、毎年更新の手続を年度初めにさせ

られるということをおやめになっていただけると、もっと使えるなど思っています。担当がかわったりして引き継ぎが十分でない状態になると、4月からでも、例えば6月のおしまいになっていても、そこが十分わかっていない場合だってあるので、そんな工夫もしていただくとありがたいなというのが正直なところです。

○河合主任 今の件に関してですけれども、毎年、登録更新を行っているのはここ数年なのです。当初は異動があった場合にはお願いしていたのですけれども、ご担当の先生が既に別の学校に転任されていて、こちらが窓口の先生がどうしてもわからないということで、毎年お送りするようにした経過があったのです。それで石井先生がおっしゃられたとおり、4月当初は忙しいのですけれども、こちらも窓口の先生が転任されていてわからない、次の方がわからないというケースが発生していたために、登録の更新の書類は、毎年、宣伝がてら説明書と一緒に送りさせていただいているという状況になっています。

○松尾委員長 学校と図書館側とのコミュニケーションがとれるようにしていただければと思います。どうもありがとうございました。それでは、このことは協議事項の中に生かしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次ですけれども、館長がいらっしゃいましたので、報告事項に移ってもよろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○尾留川館長 おくれて申しわけありません。きょう、館長報告のボリュームがありますので、少し省略しながらお話をしたいと思います。

まず、1点目が嘱託員の退職・採用ということで、ここにあるとおり、1名が自己都合ということで4月30日をもって退職ということになりましたので、5月1日付で1名を採用したということです。所属については鶴川地域図書館の奉仕係、館については鶴川駅前図書館ということになります。

それから、2点目は教育委員会です。5月17日金曜日の教育委員会ですが、耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館については後ほど詳細をお話しさせていただきます。ちょっとてんまつがございますので、そのあたりも含めてご報告します。17日段階の教育委員会は休館しますという報告だけを行ったものです。ただ、現段階ではちょっと状況が変わっていますので、そのあたりも含めてお話しします。

6月10日の教育委員会ですけれども、ここの中で報告事項として（仮称）忠生図書館の概要、それから図書館事業計画の策定についてということ、それから文学館、こちらの文学館については資料1ということで夏の企画展の案内をさせていただきました。

3点目、市議会の定例会ですけれども、一般質問については3名の議員から質問がありました。

まず、森本せいや議員ですけれども、市立図書館の活性化ということで、視聴覚資料の貸借場所の柔軟化ということで、以前、三遊亭らん丈議員から、視聴覚資料を各地域館にも配置してほしいという話があったのですが、今回は中央で所蔵している視聴覚資料を各地域館でも貸出、返却できる状況にしてもらいたいというような話での一般質問です。

この点については、現行でも特に中心となるCD、DVDですけれども、DVDについては60%ぐらいが貸出中の状況になっている。そういった中で、地域館の貸出を開始してしまうと、メールでの行き来の時間もプラスアルファしないといけないということも含めて、恐らくかなり所蔵をふやしていかない限り難しいというような点。

それから、それであれば返却だけでもというようなお話があったのですが、返却のところについても、現状でも少なくとも最低1日に1回は各地域館を回っていますので、全地域館でやるということでのメール便の問題は余りないのです。ただ、実際にはメールで返ってきたものをまた仕分けして配架するというような流れになってきますので、その部分のタイムラグというのがやはり難しくなってくるということもあって、当面、町田市としては、鶴川駅前図書館のときにも検討して、結果的に予算の問題で獲得できなかったのですが、拠点になるようなある程度の規模の館には視聴覚資料を配置していく。そこが確保できた段階で、その中で地域館も含めてメール等が扱えるような状況にしていきたいということでお答えをしています。

それから、三遊亭らん丈議員ですけれども、4点ここにあるとおりです。病院患者図書館についてということと利用券を忘れた来館者への対応、それから図書館の延滞防止、不要となった図書館の有効利用ということです。

まず1点目、病院患者図書館ですが、これは2003年当時に話がありまして、検討した経過がありますけれども、結果的に結論から言うと地方公営企業法全部適用の施設の中に地方自治法の公の施設を設置するということが自体が矛盾する。その1点で、病院が独自にやるというような話になって、現状そういうような対応になっている。そのところをもう1度再検討できないかというような話です。病院患者図書館と言ってしまうと、公立図書館として設置するというのが難しいということがございます。

ただし、ここの中でのやりとりだったのですが、例えば今後の検討の中で移動図書館車を病院の駐車場に置くですとか、病院の患者さんが利用できるような方策ということも含

めて、これから研究していこうというような話ではお話しさせていただきました。タイミングとしては、忠生の（仮称）忠生図書館がオープンしたときに、移動図書館のサービスポイントの見直しもあわせて行いますので、そのタイミングを目指して調整を行っていくというふうに考えております。

それから、利用券を忘れた来館者への対応ですが、港区へ行ったら、利用券を忘れた方はカウンターにお申し出くださいというのがカウンターに表示してあった。町田市も1回貸出というのをもちろんやっていますので、特に運用に変わりはないのですが、案内があるかないかということで提案いただいたということですので、これについてはこちらも記載台ですとか、そういった中で案内をするようにしていく。実際には1回貸出の用紙というのは、利用者登録の用紙を兼用していますので、用紙自体は既に置いてある状況になっています。

それから、図書の延滞を防止するためということで、これはどうも大学図書館を利用されていたときに、返却期日になる数日前にメールで、いついつが返却期限ですよというようなお知らせが来た。町田市の図書館でもできないかというようなお話でした。ただ、大学の場合はメールのアドレスを配付する、もしくは義務づけている大学が多いですので、町田市の場合ですと6割を超える方がいまだにはがきで、督促等を送っている状況になっています。それを例えば3日前に着くということを前提に考えると、かなりの方がまだ返却されていないものですから、当然3日前に着く前段階で基準日を設けて、その段階の未返却者をピックアップしてということになると、ざっと計算すると、それだけで年間で1700万円ぐらいの郵送料がかかってしまう。

ですから、大学のようにメールの利用者がかなりの割合で増えてくる、もしくは、こちらとしても現状でもその負担はありますので、そういった取り組みを行っていくということはやりますけれども、そういった状況が変わっていくことをにらみながら、研究していきたいということでお話をしました。

4点目が不要となった図書の有効利用ですが、これは不要となった一般書について古書店に販売したらどうかというような話です。実際にこの数年ですか、10年以内だと思いますけれども、図書館の本を引き取る古書店が出てきていることは確かです。私も神田にちょこちょこ行ったりしますけれども、店頭には並んでいる古書店が何店か出てきているという状況は確かにあります。

それで収入を得たらどうかということなのではございますけれども、お答えとしては、そうは言い

ながら、実際に店頭で販売しているというのは、図書館で不要になった、除却された本です。当然状態の悪いものについてはこちらで廃棄しますが、残りの部分についても、古書と言いつつも本当に古本になります。当然装備もされている状況ですから、一般的には店頭で売られているのが100円ぐらいなのです。一般的に100円で売却するとなると、仕入れは10円以下になってくると思いますので、仮にこちらがそれを売却したときに、例えば送料の点、かなりの重さがありますので、1冊10円未満での買い取りで送料はこちらが負担となると、恐らくこちらの収支のバランスがとれないということで、状況的なところについては、これからもう少し調査をしていきますけれども、現状として可能性としては低いということでお話をさせていただきました。

ただ、その際に、ちょっと話が違うのですが、新潟県で学校図書館の臨時職員が横流しをしていたという報道があって、あれで3000万円という話が出たので、高く売れるのではないかという話も議場に出てきて、あれの場合は古書ではないです。あくまでも購入した本をそのまま横流ししたということですから、ちょっと状況が違うのですが、それに反論してもしょうがないので、それはお話だけ聞いておいたというような状況です。

それから、次のページ、殿村議員です。殿村議員については、直接図書館というよりも、この4月に団地再生基本方針を町田市が発表したという中で、木曾山崎団地関係、そのあたりのセンター機能についての一環として木曾山崎図書館の建てかえについて確認したいというようなお話でした。これについては、現状、木曾山崎図書館を建てかえる予定、計画についてはありませんということでお答えしています。

実は背景として、あそこの用地についてはURの土地なのです。その上、建物を建てたときに、URの管理事務所と一体敷地として建築確認をとっているという状況もあって、あそこの敷地に単独で図書館を建てても、規模的にまた小さいものになってしまうということで、こちらとしては今後、公共施設の再配置等も含めて考えていく中で、すぐ隣に当然木曾山崎センターがありますし、こういったコミュニティー施設ですとか、今後、生涯学習施設等が計画された場合に、そこの複合施設として考えていきたいということでお答えしています。

これが一般質問についてです。

それから、6月19日の文教社会常任委員会ですけれども、こちらについては一般会計の補正予算の歳入、ICタグの導入事業分について、10分の10の都費、東京都のお金がついたということです。緊急雇用創出事業費臨時特例補助ということで、予算額と同じ5400万

円ということになります。それから、それ以外に行政報告が4点ございます。この4点の行政報告につきましても、後ほどその他のところで資料を使いながらお話しさせていただきます。

最後に、その他になります。図書館事業計画になりますけれども、こちらの冊子は、前にもお話ししているとおり、市民意見をいただいて、その部分で大きく変更したところについてはございません。それから、後ほど説明させていただきますが、これに対する職員の意見、それに対する見解についても整理しておりますので、この点について後ほど説明させていただきたいと思います。

それから、資料2になりますが、行政報告資料ということであります。図書館事業計画の策定ということで、実は冊子の前に、先にこういった内容で行政報告をさせていただいています。

図書館事業計画につきましては、2013年度から2017年度の5カ年間で計画年度とするということ、それから目的としては図書館運営理念、目標を、まずは市の理念、目標として位置づける。これが一番重要なポイントですけれども、位置づけた上で、それを実現する施策を明示して事業に結びつけることによって、目標実現の道筋を示すことを目的としているということです。

今回、これで図書館職員1人1人が現状でいくと毎年、年間の取り組み目標を定めて、自分の担当の確認と目標の確認ということで、職員育成という観点から人事考課制度を行っています。その中に、今回の事業計画の自分のパートの部分を確認するとともに、どういった目標をそこで自分が立てていくのかというのを考えてもらって、年間の行動計画として職員1人1人がこの中で明らかにしていく。それに基づいて業務に従事してもらおうというふうに考えていますので、これによって図書館の運営理念から具体的な日々の日常的な活動のところまでが1つの線につながるという状況が確保できることになると思います。

それから、3番目、計画の構成になります。計画の主な構成は、今お話しした運営理念と目標、それから理念・目標から導き出した施策目標及び施策と事業活動との関係、具体的な事業計画ということになってきます。今お話ししたのは、事業計画にぶら下がって、職員1人1人が行動する計画もしくは目標が明らかになってくることによって、全体が見える状況になるということです。

それから、4点目として計画の期間と管理ということで、計画期間は先ほど申したとお

りです。管理として、第2年度を終了した後、ですから、2014年度が終了した段階で施策に寄与すべき事業の中間確認と見直しを行います。第4年度終了後に総括を行って、それを公表していく。第4年度終了後ですので、最終年度の段階になります。最終年度の部分につきましては、あくまでも達成水準を予測値として総括して、最終年度終了後、ですから、次の計画が起きているところで、スタートしている段階で結果をにらむというような管理の方法をとりたいと考えております。こちらは資料2になります。

資料3につきましては、前から協議会からもご依頼いただいている内容です。「図書館事業計画（案）に対する質問・意見とそれに対する見解」ということで、市民意見、職員意見を含めて網羅していきまして、基本的には意見・質問内容が同じもの、まず項目順に整理させていただいたということと、職員からの意見・質問内容が同質のものについてはなるべくまとめる状況にしました。ただ、ちょっとニュアンスが違うものについては別扱いとなっていますので、同じようなことを言っても欄が違っているものもございます。これは見ていただければと思います。

続いて、資料4になります。「耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館について」ということですが、ここに書いてあるとおり、さるびあ図書館については、耐震補強工事のため、下記のとおり休館することといたしますということで書いてあります。その下に、当初広報でお知らせしたとおり、7月8日から3カ月間休館することとしておりましたが、工事の競争入札において入札参加者がいなかったということで、工期を9月以降に変更して改めて入札を行いますということです。このことから休館日もあわせて変更するということです。

まず1つが、この工事については昨年度の3月に、国の予算を3月補正で計上して、繰り越しを行って今年度予算で執行するというような財源の状況になっているということ。それから、その国の予算の執行状況は、国のほうからなるべく早い段階で済ませてほしいということ。当然のことながら、耐震補強工事、耐震診断で補強が必要だと。大きく崩れることはないのですが、1階、2階、中2階との間の柱部分、それからなぜか建物内に、コンクリートブロックが内壁に使われているということで、仮に大きな地震があったとすると、コンクリートブロックが壊れて利用者に被害を及ぼす可能性もありますので、何しろ早いスケジュールでやろうということで進めました。

その間、5月の広報でもお知らせして、匿名の方が多いのですが、逆に利用者の方からはなるべく夏休み期間は避けてほしいと。当初、こちらでも夏休み期間は避けてということ

で考えてはいたのですけれども、結果的に先ほどお話しした理由の中で、なるべく早くということで実質的には7月8日からということで計画を立てたということですが、7者指名で行ったところ、5者が不参加、2者が辞退ということですが、結果的には入札自身が行えなかった。

対応としては、その後、このところで積算の単価としての人件費がかなり上がってきているという状況がありますので、その見直しを行って、この4月以降、国でも基準を見直しています。ですから、人件費が1.5倍近くなるのですか、それに合わせて再度そのような形で積算をし直して、再入札を行うということにしたのですが、入札日が7月12日になってしまうということとなると、実際に工事に入るのは8月になってしまう。7月8日から8月まで何もしないで休館するということは、こちらからするとサービスそのものが停止するわけですから影響が大きいということで、多少混乱はあるけれども、広報等も改めて行うことで、夏休み期間中については開館して、9月から改めて工事に入っていくということですが、このところで6月14日にその決定をしまして、それ以降、館内掲示ですとか、そういった部分もしくはホームページ、それから広報の対応を行った。7月1日号の広報については、ぎりぎりなのですが、もともと休館しますという広報だったのを差しかえさせてもらって、開館しますということで改めて周知することになりました。

休館中ですが、ここにあるとおり、移動図書館業務ですとか学校図書館の支援貸出については、休館中であつたとしても実施するということになります。ただ、移動図書館業務については、休館日の最初の2日間から3日間ぐらいは、さるびあ図書館の敷地内に入って本を取得、整理するというのは難しい状況があると思いますので、そのあたりは今後の調整ということになります。

耐震改修工事の概要については、先ほどお話ししたとおりです。中2階の柱1カ所に炭素繊維シートを巻いて補強を行う。裏側に、ちょっとわかりにくい図面なのですが、左側が1階部分で右側が2階部分になります。左下に少し下がった児童コーナーがあるのですが、児童コーナーの階段部の真ん中に柱がありまして、その柱に炭素繊維を巻いて補強する。この柱が実は中2階につながっている柱ということで、直接2階に上がっているということではなくて、中2階に上がるための柱になっている。それから、それ以外の網かけの部分、コンクリートブロックがありますので、コンクリートブロックを除去するという。これを軽量鉄骨の下地ボードを張った壁に改修するということ。

もう1点、一番右に建物本体と一体化と書いてありますが、2階に上がる外階段ですけ

れども、あれが実は自立の階段で、仮に地震が起きると、あの階段だけが単独であおられて倒れますと崩れ落ちる可能性があるというところで、これを建物本体と一体化するという工事を行う。この3点が耐震補強工事になります。

工事の内容によっては、児童コーナーについては工事的には一番重たい工事になりますので、ここは閉鎖せざるを得ないのですけれども、工事の進捗が1カ月程度経過した残り2カ月ですけれども、場合によっては1階部分の開架のスペースは開ける可能性がある。ただ、問題は、粉じんの対応ということになっていくと思います。実際に当然9月以降でも利用していただくとなると、エアコンもしくは換気等を行っていきます。そうすると、エアコンのフィルターに向かって粉じんが流れていくという状況も出てきますので、そのあたりのところの調整をして、最終的には一部開館を決定していくというふうに考えています。今の段階ではちょっと状況がわからないというところです。これが耐震補強工事に伴うさるびあ図書館の臨時休館についてのてんまつでございます。

次に、資料5です。昨年10月17日にオープンしました鶴川駅前図書館の利用実績になります。ここにあるとおり、入館者数は17万7391人、貸出冊数はここにあるとおりなのですが、予約件数、新規登録者数もここにあるとおりです。

次のページにグラフにしてありますので、そちらを見ていただければと思います。まず、入館者数ですけれども、10月は17日から10月末まで半月ない状態ですけれども、2万人を超える方が入館されております。11月が一番多くて3万4000人ということで、半年弱ですけれども、17万7000人の方が来場されているということです。

貸出冊数につきましてもここにあるとおりで、下のグラフを見ていただくと、貸出冊数、10月は残り日数が少なかったということもありますけれども、11月以降ほぼ5万冊のあたりで、ことしの1月、2月、3月に向けては上昇基調にあるというような状況になっています。

それから、予約件数も、三角の破線のところですが、微増しながら推移しているという状況で、半年間で3万6700件ぐらいの予約件数がある状況です。

登録につきましては、最初の10月が最も多くて、今は落ちついている状況です。

それから、次のページになりますけれども、こちらは参考ということで、当然、鶴川駅前図書館ができたことによって鶴川図書館が影響を受けていくということになります。その状況を調査したものです。これもグラフを見ていただくとわかるのですが、グレーのほうは昨年、黒いほうはことしということで、当然のことながら減っていますけれども、

最大でも3分の1程度の減り方という状況です。他館と比べても、今年度の状況でやっと鶴川図書館の規模に見合ったというか、まだ多いのですけれども、規模からすると、昨年の状況は異常な図書館と言うとおかしいですけれども、かなり活況を呈している図書館という言い方もできます。図書館サービスをする上では厳しい図書館だったところですが、ある程度正常化してきたと考えられます。

それから、個人の貸出冊数ですけれども、これは鶴川駅前と鶴川を合算した状況ですが、このあたりを見ていただくとわかるとおり、約2倍弱です。鶴川駅前がオープンしたことによって鶴川はもちろん減りますけれども、結果的には2館になって2倍弱の貸出冊数になっているということです。

予約については約1.2倍の割合という感じになっております。

ということで、鶴川駅前図書館の開館に伴う状況についてご報告いたしました。

それから、資料6になりますが、昨年4月、川崎市立図書館との相互利用を行った、その実績について、きょうここでご報告させていただきます。こちらにあるとおり、貸出点数と登録者数ということで、この2点になります。町田市立図書館を川崎市民で利用した方が一般、児童合わせて3万1000点ということです。川崎市立図書館を町田市民で利用したのが2万点ということです。ただ、統計のとり方が町田市と川崎市で違ってまして、町田市立図書館は川崎市民で町田市への在学、在勤者の場合は在学、在勤ということで町田市民と同等にしていますので、統計の中に含めていません。町田市民としていません。ただ、川崎市の場合は、町田市民であって川崎市への在学、在勤の方も町田市民として川崎市立図書館を利用しているということになりますので、実際にはどちらかに合わせると、もう少し町田市のほうが増えるのかなというような状況です。

登録者についても同じ状況です。ただ、登録者の数としてはほとんど変わりがないというような状況になります。

ここまでの点については、行政報告で議会の常任委員会にも報告させていただきました。先月のタイミングで図書館協議会に報告と考えていたのですが、前回は報告のタイミングがなかったので今回ということで、議会と順番が逆になってしまいましたけれども、ここで報告させていただいたところです。

⑤については、後ほど担当から報告させていただくとして飛ばしまして⑥、資料8ということで、前々回、協議会で忠生図書館の平面図と実施設計の内容についてご説明したときに、各部屋の面積の表示がないということのご指摘がありました。今回、その内容につ

いて、各室の実施設計上での面積を一覧にいたしましたので、両面になってはいますが、こちらで提出させていただくということです。

私からは以上です。

では、引き続いて資料7、2013年度図書館評価項目一覧表について、担当からご説明させていただきます。

○野口担当係長 図書館評価担当の野口です。よろしくお願いします。

資料7ですけれども、2013年度の取り組み目標がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

こちらはご参照いただければと思うのですが、つけ加えまして、2012年度につきましては、これから管理職の総合評価が出ることになっていきますので、それが終了しましてから外部評価を来月お願いする予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。

館長からたくさんのご報告がございましたが、次第に従いまして順番に行きたいと思えます。1番の嘱託員の退職・採用についてはよろしいと思えますが、2番目の教育委員会のご報告の中で、皆さんご質問、ご意見がありましたらお願いしたいのですけれども、よろしいですか。

3番目は、町田市議会の定例会の一般質問、3名の議員の方からご質問があった。それと文教社会常任委員会が6月19日に開かれました、これは予算関係ですが、ここまで一括いたしまして市議会関係のご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、行政報告はその他の中に含まれていることが多いので、その他のところに行きたいと思えます。①が図書館事業計画についてということで、冊子と資料2がございませうけれども、図書館事業計画についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

②は耐震補強工事、さるびあ図書館の臨時休館が当初予定していたのが実施できなくて9月から3カ月間ということになりますということですが、これもよろしいですか。

③は鶴川駅前図書館の利用実績についてのご報告ですけれども、これはいかがでしょうか。

○山口委員 いただいた資料で、折れ線グラフで貸出数や入館者数の増加というのははっきりわかるのですが、一方、登録者は、最初は若干グラフの上で数値が出るのですが、あとは大変落ちついた状態になっているという説明でした。トータルで町田市の図書館全体で見たときに、駅前図書館が1つできたことによって、例えば貸出冊数や新規登録者など

の数は増えたと最終的には解釈されているのでしょうか。

○尾留川館長 そのとおりです。総数としては増えています。

○山口委員 では、駅前図書館ができたことによって、鶴川とはある程度かわりが出ますけれども、例えば中央館を使っていた利用者がそこへ流れたというよりは、新しい利用層を掘り起こしたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○尾留川館長 鶴川地域で新たな利用者が掘り起こされたというのは確かにあると思います。ただ一方で、当然中央館を利用されていたのですが、鶴川駅前ということの中で、あの地域の方が中央館から鶴川駅前の利用に移られた方もいらっしゃると思います。ただ、全体から見ると、鶴川の潜在的な需要があったのではないかとは思いますが、今後推移をもう少し見させていただいて、分析していきたいと考えます。

○山口委員 ありがとうございます。

○玉目委員 この鶴川駅前図書館の利用実績の中で、相互利用市の中で川崎市と相互利用協定を結ばれた報告が昨年、館長からあったわけですが、そのときに僕が町田市への利用のほうが多いのではないかという質問をしたときに、館長は川崎市の利用のほうが多いとたしか答えられたと思うのですね。町田市民が川崎市を利用するほうが多いと。ただ、現実を見ると、やはり町田市の利用のほうが多い。そのときの館長が川崎市のほうへの利用が多いと答えられていたときの根拠というのは何だったのですか。

○尾留川館長 実際には、麻生図書館、それから多摩図書館というのが町田市民が主に利用するところです。それと、今回これを見ていただくとわかりますけれども、基本的に登録者数としては余り変わりがなかった。貸出冊数については、当然鶴川駅前のほうが本として全て新しいということもありますので、やはり1人当たりの貸出冊数というのがそういった意味で増えている状況になります。

当時、川崎市と意見交換をしながらすすめていた状況で、町田市ではなくて、川崎市のほうが貸越するだろうなということについては、やはり麻生図書館の蔵書の状況ですとか、それから多摩図書館の蔵書状況と蔵書数も含めて考えた場合に、向こうのほうの利用としては多くなるのではないかというのが根拠です。

○玉目委員 もう1つ、登録者数について言えば、川崎市との相互利用の協定を結んだのが4月ですから、当然町田市民のほうが先に川崎市で登録できていたわけですね。ということは、半年後の10月半ばからの川崎市民が町田市への利用登録をし出した期間と比較すると倍の期間があるわけですね。ですから、ここでの数字の比較というのは、ある面では

期間的には不公平な面があるのかなという気はするのですね。

だから、同じぐらいの数字になっているという評価自体が、期間が半分しかないのに同じになっているということは、川崎市民がそんなに極端にこれからふえないとは思うのです。統計の出し方としては若干違うのかなという気はしたのですけれども、どうですか。

○尾留川館長 確かにご指摘のとおり、その部分については、そういった事情があると思います。一方で川崎市民ですけれども、圧倒的に岡上の方が多いということで、当然のことですけれども、鶴川駅前というか、駅裏と言っていいですか、最も利便性が享受できる地域にお住まいの方になります。ですから、現段階としては、川崎市民の登録というのも、そういった背景の方たちがほぼ登録されてきているということを考えると、そう大きな格差が出てくることはないのではないかと考えております。

○松尾委員長 よろしいですか。それでは、今、④も含めてということになっておりますけれども、④町田市立図書館と川崎市立図書館との相互利用実績はよろしいでしょうか。

それでは、⑤2013年度図書館評価項目一覧が決まりましたということで図書館のご報告がありましたが、これをご覧になっていただいていたかがでしょうか。

○玉目委員 2013年度の評価項目一覧表ができましたという話だったのですけれども、実際には2012年度と評価項目が変わったところはないわけでしょう。

○松尾委員長 いかがですか。

○野口担当係長 単年度の目標ということでしょうか。

○玉目委員 はい。

○野口担当係長 中期目標についてはずっと継続しておりますので変更はないのですけれども、単年度の取り組み目標については、前年度のご指摘はまだいただけていないので踏まえるのは無理なのですが、その前にいただいたご意見を踏まえて実現可能なところについては可能な限り盛り込むようにしているはずなのですけれども。

○玉目委員 前回、2013年度の目標について問い合わせたときには、2012年度と変わらないという話だったのですよ。だから、変わるのだったら、変わりますという話にならないとおかしいと思うのですね。なぜ前回質問したのが、今年度については2011年度の結果を見て変わっていますということであれば、それは変わっているところがあるのだったら、変わる場所がありますという話にならないと、前回の質問が全く無駄になるのではないかと思います。

○野口担当係長 前回のお答えの経緯を把握していないので申しわけないのですけれど

も、3年間の目標については、毎年毎年前の実績を踏まえて決定していることなので、一部前年踏襲というのはありますけれども、全く変わっていないということはないと思います。

○松尾委員長 資料がないから今どこが変わったというのはわかりませんね。

○野口担当係長 大きく変更がない項目が多いかとは思いますが、ご指摘いただいたところを踏まえて、例えば参考数値を入れたりですとか、目標の数値を変更したりというところはございますので、去年のまま、そのままお出ししているというわけではないです。

○松尾委員長 いかがでしょうか。この取り扱いについては、2013年度ですので、今年度のものを評価するということでもありますね。それはご覧になっていただいて、これから町田市の図書館評価は今年度もやらなければなりませんので、そのときにご意見がありましたら出していただければと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

最後に、⑥（仮称）忠生図書館のエリア別面積について、資料8ですが、忠生図書館、図書館エリアで約1200平米用意されています。

では、ご報告いただいたということでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

館長報告は資料8までやりましたけれども、何かございますでしょうか。

○事務局 館長報告は以上で終了ですが、障がい者サービスの関係で、何月かというのははっきり覚えていないのですが、昨年お話しして、その後のこちらの担当者の検討の中間報告をさせていただければと思っております。

そのときにもお話ししましたが、今の図書館のハンディキャップのサービスに用いている機械はアナログの機械なので、それがデジタル化の方向に流れているというのは担当のほうでもしっかり認識しております。現在導入しているデジタル録音機が操作になれるまで時間がかかる、やはりパソコンのほう操作性においてはすぐれているというところは担当の共通の理解であります。昨年度末に実際、ボランティアの養成講座の中でパソコンを用いた技術の習得ということ、デジタル編集の実践みたいな形で講習会を行ったという形で、図書館でもデジタル化の録音について少しずつ取り組み出したというところなんです。

問題は、機器の導入の件なのですが、こちらについては今年度の予算ではまだないのです。それは昨年度もお話ししたと思います。今考えているのは、ハンディキャップ

のサービスでシステムというほどでもないのですけれども、点字の機器とかプリンターですとか、パソコンなどがあるのですけれども、そのリプレースの時期を2014年度に迎えます。ですので、それに合わせて、これも図書館だけの判断ではなかなかいかないのが町田市のルールなので、その辺のリプレースのタイミングに合わせて、デジタル録音用のパソコンの導入みたいなものも含めて、情報システム課と今年度調整して、来年度の予算要求に向けて努力していくというのが今の段階でのお話しできるところになります。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。これから予算要求ということになると、7月ないし8月には、それなりの骨子をまとめないとならないということですね。

○事務局 委員長がおっしゃったとおり、来年度に予算要求していくということになると、遅くとも8月には明確な方針が定まらないといけないということになります。

○松尾委員長 竹内委員、ございますか。

○竹内委員 図書館の皆さんの側としてパソコンが有用であると理解していただけたことは大変うれしく、講習会も確かに開催していただいて、四苦八苦して図書館の館員の方も講習を受けていただいたということを知りました。実現することを強く望みます。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

○松尾委員長 ぜひよろしくお願したいと思います。

それでは、報告事項についてはよろしいでしょうか。

あと残された時間は40分ありますが、協議事項に入っていきたいと思います。協議事項は2つございまして、メインテーマは学校図書館の関係なのですが、議事録の関係で議事録訂正方法についてのご協議をお願したいと思います。協議事項の2です。これをまとめたいと考えております。いかがでしょうか。

提出資料として出されたのは、石井委員から、第14期の町田市図書館協議会の第16回定例会議録でしょうか。図書館からも抜粋をいただいたのでしょうか。図書館から出していただいた「図書館協議会議事録の作成について」という資料11をご覧いただきたいと思えます。

1 ページ目が1月29日に決めました議事録作成スケジュールや作成要領ということで、原則テープ起こしはそのまま活字にしていくという考え方であったのですけれども、石井委員と富田委員から、今回修正の部分が出ていますので、そちらから入ったほうがよろしいですか。この前は、原則を確認しつつ、それぞれ個別具体的な修正箇所について、きょうの委員会で結論を出そうということになっていたと記憶しております。

まず、石井委員の訂正箇所は資料がございまして、9ページに赤字で訂正が加えられている部分、あと12ページ、13ページ、話し言葉を書き言葉にわかりやすいように句点、読点などを整理したということだと思いますけれども、ご趣旨のご発言をお願いします。

○石井委員 もともと文字言語と音声言語ではイコールではありません。ですから、起こすときに音声になった部分だけを起こしていくという形では、必ずしも真意が伝わらない場合もあるし、読みやすいかどうかという問題もあって、このくらいの訂正で、つまり、私のほうの大部分については文章がつながっているような表現で起こしてあるものを、点、丸を入れたほうがきちんとわかりやすいということで、こういう修正も、作成要領をどう解釈するかによっては否定されてしまうのだけれども、本来、私たちが議事録が欲しいということも含めて、このあたりまでは認めていただけないだろうかというのが私のお願いであります。

それから、9ページのところでは、2つの方法で単語を補うことを1つずつしてあります。1つは、支援活動という表現で「支援」という単語を入れたもの、それから中段あたりにあるのは、括弧つきで「(本と)」というのを入れさせていただいているのですけれども、ここまでくらいはいかがでしょうかということでも提案をさせていただいたということです。

○松尾委員長 いかがでしょうか。事務局でまとめていただきました議事録の作成要領に従いますと、この部分は作成要領の許容範囲ではないというお考えになるのでしょうか。

○尾留川館長 今、石井委員からお話がありましたけれども、実際に議事録を起こしていただいているところは、完全にプロのかなりの議会を担当されているところで、最終的に図書館協議会としてどうするかということは別にして、一般的に議会等の会議録は口語体は口語体でそのまま起こすということが原則になっています。長い文章で話をされた方も、そのまま起こすというのが原則にはなっていて、ただ、意味が通じない場合について、もしくは発音が聞き取りにくかった、言葉が聞き取りにくかった場合は再確認をするというような手続になっています。事務局で整理したのは、それをそのまま受けて、ここにあるとおり、会議録の作成ということで要領を定めたということになります。

ただ、今回の件については、石井委員が言われている部分ももちろんあって、会議録を読まれる方がより読みやすい状況を求めていくものなのか、もしくは発言者がどのような言葉の並びで発言していることが重要なのか、その辺の判断は、この協議会の中でしていただくということによろしいかと思います。ただ、問題になるのは、1点は、訂正が

入れば、その分だけ当然公開への時間というのは少し延びていくということは出てくるということになります。状況としては、そういうような状況です。

○松尾委員長 いかがですか。石井先生の部分については、ご提出いただいた修正で第16回の会議録は訂正するというご了解いただければいいと思うのですが。

○市川委員 質問です。今話し合っているのは、石井先生の修正をこのままするかということについての決定ですか。

○松尾委員長 そうですね。

○市川委員 ということは、今後、この議事録の訂正の範囲というのが、今、館長がおっしゃったように、もともとテープ起こしの段階では、もともとの発言に従ってされているものとおりになっている、それをそのまま残すのが議会としては記録として通常だけれども、ここではどうするかという話と2点、別のポイントなのです。

○松尾委員長 ここではどうするかということは作成要領に踏み込む話になるので。

○市川委員 その話は今していないということですね。

○松尾委員長 そのことについては、この7月で今期の協議会が終了いたしますから、新しい次の期の協議会のメンバーにご判断は委ねたほうがよいのかなと。今回は石井先生と富田先生から出ている部分をどうするかということを決めていただきたい。ただ、文章整理のことできょう協議があったということは次期に伝えておいていいと思います。

○玉目委員 もしこのままの要領でいくとすれば、発言されたとおりに記録されていることのほうが、ある面では望ましいのではないかと思うのです。石井委員の例えば言葉のつながりのところなどは、結局は、その人なりの人間が逆に言葉の表現によって出てきているので、もし訂正するとすれば、言葉が補われたところ、いわゆる「活動」というのが「支援活動」となったところと「(本と) 出会う」と「(本と)」という言葉を加えられたところがありますけれども、そういうふうに具体的にわかるところについてだけ足していくということだけでいいのではないかと思ったのです。

富田委員の文章も見ましたが、根本的にはそんなに変えなくても通じるのではないかと。要するに、話し言葉と文章になった言葉との違いですか。だけれども、文章全体はつながっていくわけですから、それはその人の人間性がここに出ている、表現の仕方ですね。そうしないと、例えば一部分だけ切りのいいところで切れていて、では、ほかの人はどうなのだろうなというときに、個々人がみんな編集し直さなければいけなくなってきたら大変かなと思うのです。統一されて1カ所で編集されていくのだったら、それは問題

ないかなという気はしますけれども。

○松尾委員長 富田先生の訂正箇所というのはどこなのですか。

○富田委員 済みません、メールでしか送らなくて、実物を持ってこなかったのですけれども、図書館のほうで印刷していただいたものの下に24という数字が入っているペーパーの下の方です。私のところでも、そのあたりは石井先生と非常に似ているなと思いましたが、下から4行目のところに「意見をということが」という発言の仕方をしたのですけれども、ここに「(出して欲しい)」という言葉が補っています。それから、「校長会の中」の「の中」をカットした形をとったりして、話し言葉を書き言葉に少し近づける形というのがあります。これは石井委員と私のところで言うところは、そういう習性になっているのかなと今考えていたところなのですから、こういうところは非常に気になる部分なわけです。

それから、そのときの言葉の中では言葉としては出さなかったけれども、意味を前後の関係からわかっていたらいいだろうということ言葉としては出していないわけですが、後で読むとわからないという事柄については括弧づきの補った形で入れています。玉目委員のおっしゃるように、やり出すと切りがないよということもよくわかるころではありますけれども、発言者の意図がちゃんと正確に読んだ人に伝わるようになってほしいなという思いが私にはあります。

○松尾委員長 ありがとうございます。石井先生のほうでは「(本と) 出会う子たち」となっていますから、この「本と」があることによって、子どもたちが何と出会うというのは確かに明らかになると思います。富田先生のほうも、「意見をということが校長会の中で」となってしまうと表現が伝わらないということで、「意見を(出して欲しい)ということが」と括弧で加えたほうがより真意が伝わるというご意見だったように思います。

議事録そのものが限られたものですから、限られたというのは大分膨大なページ数にはなりますけれども、その議事録の限られた範囲内でより真意が伝わるようにということで、句読点を含めて訂正があると。句読点についても、いわゆるプロの起こす人が、反訳者が読み方によっては丸をつけたかもしれない、聞き方によっては丸をつけたかもしれないし、そのところが発言者との誤差になってしまったというレベルで考えていけばどうかと思うのですね。

作成要領の4のところでは「反訳時における表記の誤り」となりまして、「表記の誤り(誤字、脱字等)」となっているところがみそでして、「等」のところ句点まで含めれ

ば、こういうのを拡大解釈と言うのかもかもしれませんけれども、より真意の伝わるように議事録が作成されるのではないかと思うのですね。思うに、議会の議事録ですと、政治家ですから、演説のプロなわけですね。そうでもないですか。それと私たちと同じにはならないのかなというふうには考えますけれども、真意を伝える議事録というところに重点を置けば、石井先生、富田先生の修正部分は可とできるのかなと思うのです。

○市川委員 時間をとって申しわけありません。今、私個人の意見としては、富田先生と石井先生の修正はいいのではないかなと思っているのですが、そのことと、こちらの作成要領は次年度に回すよという話がどうしても自分の中で納得ができないというか、そうだとすると、ここはもう少しわかりやすい形になっていたほうがいいなと思っていたのです。

○松尾委員長 作成要領ですか。

○市川委員 はい。多分2人が修正したいぐらいのところは、ほかの人も自分の発言でちょこちょこあるのではないかと思うのです。ない方もいらっしゃるかもしれませんが、でも、そこはしてはいけないのだと思っている部分がこの文章だけ読むとあるので、そこがずっと私はひっかかっていた。だとすると、例えばこの作成要領を次年度に渡すにしても、こういう修正が入りましたよという事実が——それは出ないのかもしれませんが——もしあるとすれば、ここの4番のところに、「等」というところに含めると言えばそうなのですが、今、委員長がおっしゃった書き言葉に直すみたいなことが盛り込まれてもわかりやすくなるのかなと思うのですけれども、そこは皆さんは。

○水越委員 次年度のことは次年度の方がもちろん検討して決めていただければいいと思うのですけれども、私は、幾ら公の会議であっても、個人の発言は個人が責任を持たざるを得ないわけだから、最終的にそれをチェックしたときに、どうしても直したいとか、あるいはこういうふうに言ってしまったけれども、あれはちょっと言い方を間違えて、実はこういう真意だったのだ、こういうことが伝えたかったのだということがあれば、それは認められるべきだと思います。

そうでなかったら怖くて発言できないです。事前に全て原稿を起こして、ここに来て会議に臨むわけではないわけですね。いろいろな議論の中で、ついつい興奮して言うこともひょっとしたらあるかもしれない。もちろん、自分は責任を持ちますけれども、その責任を持つということは、そこで言いっ放しをしたことに責任を持つのではなくて、その発言が自分の中ではこういう意味で言ったのですというふうに、その部分まで責任

を持たなければいけないのだと私は思います。

だから、いろいろ事務局の方が煩雑になるということもわかりますし、玉目委員のおっしゃるように、それをやり始めたら切りがないからどうかという議論もすごくわかるのですけれども、私は、責任を持ってもしこの会議にこれから出て発言をするのであれば、その発言の訂正が認められないのだったら、ちょっと発言できないかなというぐらいに思っていました。ちょっと言い過ぎですけれども、済みません。

○尾留川館長 今の点ですが、ここで書いてあることは「てにをは」の話なのです。発言の訂正というのは、発言の訂正の申し出があって、自分が発言した内容とそれを文章としたときに読み取られる内容に大きな隔たりがあった場合には、当然発言の訂正という事実を残した上で、例えばきょうの会議録であれば、会議の冒頭で、この部分についてはこういう訂正をお願いしたいということを申し出ましたということも含めて、記録自体を訂正するということは当然あってしかるべきだと思います。

加えて、今議論されているこの会議録ですが、実は発言したとおりにつくられているわけではなくて、言葉でしゃべっていますので、発言ですと全く意味がわからない部分というのはかなりあるのです。当然、発言どおりに書いていくのが原則なのですけれども、それを反訳者が聞き取りながら、極力その意図を反映した上で簡素に書き上げる。という意味では、言葉の意味がつながるようにしているということについては、相手もプロですのでしっかりやってもらっているということはあると思います。そういった意味で、流れとしてなのですけれども、これではみずからの真意が伝わらないというのであれば、それは当然会議録の訂正の申し出をしていただいて、最終的に委員長が認めれば、会議録をその状態で調製するということは全く問題がないと考えています。

4番の部分については、反訳時における表記の誤りに限るというのは、大前提として発言の内容そのものが明確に本人の意思として伝わるということを前提としたものと捉えていますので、ここの部分は、基本的には言い回しですとか、それから「てにをは」ですとか、そういったことになってくるとこちらとしては捉えているということです。議会の会議録の調製も、実際には会議録訂正の申し出というのは行いますし、場合によって壇上で間違った発言をした場合には、発言の訂正の申し出を行って、壇上でまた発言はいたしません。

先ほど言われたように、委員会も課長以上の職員は全部出ていますので、委員会での発言も記録になっていますし、そういった部分についての訂正の申し出というのは行います

が、やはり言い回し等については、もしくは「てにをは」については、そこまでやってしまうと会議録の調製の時間がかかってしまうということの中で、その部分についてはそのままというようなやり方が議会の場合は一般的ということです。

○松尾委員長 議会と余り同列には考えなくていいのかなと思います。協議会のこのメンバーの中で、いい方法で決めていけばいいのではないかと思います。

○山口委員 私も、前に問題になったときに、そのまま載せるべきであるという立場ではありましたが、確かに今、反訳時の状況などをお伺いしていると、やはり少しは手を入れるということがあるのかなと。先ほど石井委員や富田委員から出た言葉を足すことで明確さが出るという点は私もそのとおりだなということは今考えております。口語体で会話の状態で文章が起こるわけですが、これを公開して市民が読む場合に、会議の現場にいるといないとでは話の流れ、話題の流れの捉え方が違ってくると思いますので、それを補うレベルでの字句の訂正といいますか、追加というものは認めるという方向でいいのかなと。ただ、そういう訂正があれば、それは最終的に協議会でオーケーをとるという形で、みんなで確認していくというのをルールとして入れるといいのかなと思います。作成要領の4番をもしいじるのであれば、さらに若干の字句の訂正という文言を入れるかどうかですね。

この件について、次期の協議会に回すというのも1つの方法かとは思いますが、一方、この議事録を抱えて実際に何回か今期の協議会ではやっているわけで、各委員なりに経験の中でいろいろ考えるところもあるかと思いますので、できることであれば今期である程度方向が決まっているほうが次期、特に新しく委員になられる方は、やはり議事録と発言との関係はなかなか捉えにくいかなと思いますので。

あと、先ほど発言訂正の申し入れの件で館長からご指摘がございましたけれども、こういった議事録作成とあわせて、例えば発言訂正をどういう手順でやるかということも、特にマニュアルというのはつくられていないかと思いますので、これなどはむしろ次期の協議会に向けて事務局で整理をしていただけると、スムーズにつながるのではないかと思います。

○松尾委員長 作成要領の4との関係でご意見をいろいろいただいておりますけれども、1つ、このようにまとめればどうかなという案ですが、「発言の趣旨を正しく伝えるため、若干の字句の修正を認めます」というようにしておきますと、石井委員の修正も、富田委員の修正も、今回できるということになります。やはり発言者の真意が伝わらない議

事録では、市民の皆さんが読んだときにもよくないと思うのです。その辺を考えますと、議会と同列レベルには考えないで、協議会として発言の趣旨が正しく伝わるような若干の修正を認めていくということではいかがでしょうか。よろしいですか。

このことを次期の協議会委員の皆さんにもお伝えしていくことにしたいと思えます。

富田先生と石井先生のご訂正については、いただいたとおりでいきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、残り時間も少なくなりましたが、最後の重要な協議事項に入っていきたいと思えます。学校図書館との連携についてですけれども、協議会委員のみで開いた前回の会議でご発言いただいたのを玉目委員と水越委員にコンパクトにうまくまとめていただいたと思えます。

資料9をご覧になっていただきましてご議論をいただきたいと思うのですが、既にメールを通じまして委員の皆様のお手元には文書が行っていると思えますので、1つは「緊急提言 学校図書館に学校司書配置を（案）」の説明資料として提言資料が3ページにわたって、これは両方必要なものかなと私も思っておりますので、いかがでしょうか。おつくりいただきました玉目委員と水越委員から趣旨をご説明いただければありがたいと思えます。

○玉目委員 この緊急提言の案については、当初は学校図書館と市立図書館との連携ということで検討していたわけですが、14期という制約がある中で、委員の交代等がこの次にはあるわけなので、それを次の期に持ち越さないためには、できるだけ目標を絞るということで、今期については学校図書館に学校司書配置をとということを緊急に提言したいということで案をつくったものです。

ここに書いてあるように、町田市においては2001年3月と2003年7月に、2001年は「町田市立学校図書館充実検討委員会報告書」が町田市立学校図書館充実検討委員会より出されています。2003年7月にも、同じように町田市立図書館協議会の第9期が提言をしています。さらに、2011年12月市議会において「すべての町田市立小中学校図書館に『専任・専門の学校司書』の配置を求める請願」が採択されています。

こういうことを踏まえて、図書館ボランティアを指導員として位置づけられているということではなくて、やはり正規の専門の司書を学校に配置してほしいと。全国的な状況の中では、平成24年度において小学校で47.8%、中学校で48.2%に達しているわけです。そ

ういうことを考えると、ほぼ50%近い学校には既に学校司書が配置されているという全国的な状況もあるわけです。しかも、平成24年度政府予算においては、学校図書館整備5カ年計画の継続に加えて、学校図書館への新聞配備と学校司書配置の予算が地方交付税交付金の形で財政措置が講じられています。この財政措置については、2校に1校の分で見られるようですけれども、町田市においても、この措置を歓迎して予算化及び人的措置を行うことが子どもたちのためになるということを確認しております。

国会においては、学校図書館活性化協議会が2011年6月に設立されています。学校司書配置の法制化が現在検討されていまして、その案文自体が衆議院の法制局で作成されているという状況になっています。ですから、これは参議院選挙が終わったら秋に臨時国会が多分開かれると思いますけれども、長期の臨時国会になった場合には、この法案が出る可能性があります。仮にここで出なくても、翌年の通常国会においては当然出されてくる状況にあるということを考えれば、法制化が決まった後に町田市がこういうようなことをやるのではなくて、やはり法制化される前から、こういう動きをしていくということは非常に大事なことではないかと思っていますので、この提言自体を緊急提言という名称にして、ここにある町田市長とか教育委員会委員長並びに教育長に対して提言を行っていきたいと考えてこの案をつくっております。

提言資料については、こちらは主に水越委員につくっていただきましたけれども、図書館協議会での検討経過とか、町田市の学校の状況といったことがこの中で触れられています。学校司書の配置について、水越委員から東京都公立小中学校の学校司書配置状況というのが、僕の手元には2011年、2012年、2013年と毎年の分が来ているわけですけれども、これを見ると、多摩地域の状況というのは全国的な状況から比べると非常に悪いという状況があるわけですけれども、それにもかかわらず、改善されてきているという状況があるわけです。だから、多摩地域の中でも、意欲のある教育委員会並びに市長部局においては、予算化をして予算措置がされてきているわけです。

ですから、ぜひ町田市においても、そういったような教育に対してというか、学校図書館に対して人的措置をしてほしいということで、これを第一歩でもないですけれども、学校図書館の基準といったものはかなり満たされている学校もあるので、今回については、このことについて提言を実施していきたいということで案をつくっております。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。

水越委員、追加の資料、提言資料等につきまして詳しく書かれているので、何かござい

ますか。

○水越委員 先ほど学校支援のお話の中にも出ましたけれども、先生が授業をするときに、やはり何か本が必要だなと思ったときに、まず学校図書館に駆け込んで、こういう資料が欲しいのだけれどもとか、あるいはこういう授業を考えているのだけれども、どんな資料がいいかしらねとか、相談する場所が本来学校図書館であるべきだと思うのです。結局、それが全く確立していないから、先生が個々に図書館のほうに連絡してしまったり、要するにちぐはぐな形ができているのだと私は思うのですね。そこは学校図書館というものがきちんと学校の中で位置づけられて、そういうことを全て一元化してやるところとして捉えられることと同時に、それが捉えられるような場所でなければならない。

鶏が先か、卵が先かの議論になってしまうのですけれども、それを確立することがとても大事だと思います。そのときに、どう考えてもキーになる人がきちんと措置されていないければ、場所があっても、物があっても、お金があっても絶対動かないのです。あるいは動いてもすぐ崩れてくるのです。ですから、そういう意味では、この学校司書のことをきちんと取り上げて、それが核だ、それが大事だというふうに玉目委員を初め言うてくださって、こういうふうに提言の形になったということはとても心強いと思います。

ですから、市立図書館が学校図書館との連携を強化するに当たっても、とにかく学校側にそういう体制がなければ、これ以上の連携はできませんと言い切るぐらいでいいかなと思いました。

○松尾委員長 趣旨とすればそこですね。相手先に人が欲しいということですね。

○水越委員 しかも、図書館と話がちゃんと通じる専門的なものを学んだ人であることですね。

○松尾委員長 ありがとうございます。提言資料を読んで、ほとんどいいのですけれども、ちょっと気になったところが、2ページの下のほうに「ころころと人が変わる」という書き方があって、「ころころ」という表現は何かほかにかえたほうがいいのかなと思っています。

○水越委員 よくないですか。

○松尾委員長 「短期間で人がかわってしまう」とか、そういうように感じましたので、そこは訂正していただければと思います。

いかがでしょうか。まず、提出先ですね。市長、教育長、教育委員長というお三方ですが、図書館長がここに入っていないわけですがけれども。

○玉目委員 いや、それは無理だと思うのですね。

○松尾委員長 内容からいって図書館長は含めないと。3者、市長まで含めて。

○玉目委員 この提言の相手先については、第9期の図書館協議会が提言書を出しています。この提言書の前例に倣ったものです。

○松尾委員長 2003年に出たものですね。

○玉目委員 そうです。

○松尾委員長 市長、教育委員長、教育長になりますね。

○玉目委員 そのときの相手先が市長、教育委員長、教育長であったので、基本的にはそうしたと。それが妥当なところかなと。いわゆる権限がある人たちに考えてほしい、実情を知ってほしいということなのです。

○松尾委員長 わかりました。もう1つですけれども、協議会の名前は委員長松尾となっているのですが、ここのところは今回のスタイルは全員の委員のお名前を入れたほうがいかなと私は感じたのですね。今ほど2003年の第9期図書館協議会の提言でも全員が入っているので、このようなスタイルをとりたいと考えています。

○玉目委員 実は提言書に全員の名前を入れたりすると、構わないのですけれども、実際には提言書の一番表はA4、1枚にして、それで全体の何を伝えたいかということ伝えて、例えば提言資料の中に、あいているところに第14期の図書館協議会委員の名前を入れればいかなと思うのですね。そうしないと、やはり読んでくれない可能性があるかと。

○松尾委員長 A4、1枚でコンパクトにまとめるということが必要なのですね。

○玉目委員 必要というか、そういうスタイルにしたいと思ったのですね。

○松尾委員長 はい、私もそれは同意見です。それでは、委員のお名前は最後に。

○沢里委員 緊急提言の中の文章の言葉のところで質問というか、7行目のところに「指導員として位置づけられているありようは、子どもたちの学ぶ力・想像する力を削いでいる感があります」という表現があるのです。要するに、これはボランティアだったものを図書館指導員としたけれども、そのままでは不十分だといって、やはり学校図書館司書をきちんと位置づけてほしいというための表現だと思うのですが、私個人としては「削いでいる」という表現に若干違和感があります。

というのは、何回か前に学校図書館を見学させていただいて、そこで実際やっている方が相当苦労してやっていらっしゃるのを見聞きした中で、意図はそういうことではないのですけれども、この「削いでいる」という表現を使うことが違和感としか言いようがない

のです。要するに、今みたいな制度のままでは想像する力や学ぶ力をさらに進めるためには不十分だ。学校司書をきちんと配置してくださいということを、その同じ意味を伝えるためには、もう少し違った表現に変えていただいてもいいのではないかという感じが私はしましたので、検討していただければと思います。

○松尾委員長 図書館ボランティアを指導員として位置づけられていますけれども、本来は学校司書を配置すべきですというように表現してもいいわけですね。

○沢里委員 どういう表現でもいいのですけれども、「削いでいる」と言われると、例えば現場の人が読んだときに、もし私が現場の人間だとしたら若干違和感を感じる。大変な中で仕事をされていて、この前、伺ったお話もそうだったと思うので、その辺も含めて考えると。

○松尾委員長 このところは表現を工夫していきたいと思いますが、いかがですか。

○玉目委員 例えば、そのときにどういう表現があるのですか。

○沢里委員 どういう表現が適切かどうかはわからないのですが、例えば想像する力を促進——促進というのがいいのか、子どものあれだからよくわからないのですけれども、さらに支援するためには、学校司書の配置が必要ですか、今の制度のままでは不十分ですか、そういう表現ではどうかしらとは思いますが。

○松尾委員長 指導員の配置から学校司書の配置にしてもらいたいというところが伝わればいいのかと。

○水越委員 あるいは子どもたちの学ぶ力、想像する力をさらに伸ばす、培うためには、より一層の施策が必要ですか、そのような意味ですかね。

○松尾委員長 そういうことですね。今すぐには適切な表現が見つからないと思うのですが、ほかにございますか。時間が35分になっているのですが。

○水越委員 大事なことに今ごろ気がついたのです。この文章ではないのですけれども、この文章の下から4つ目の段落の学校司書配置予算の地方交付税交付金のことなのですが、今気がついたのは、これを言うと、市の方は今年度この交付税を全部使って措置しましたと言いますね。私も計算をちゃんとしていなくていけなかったのですけれども、つまり、175日で1校当たり1日3000円で全校に出ているのです。ということは、町田市は措置された地方交付税は全部使っているのです。だから、これがいけないという意味ではもちろんないのですけれども、ちょっと……。

○松尾委員長 でも、このところは事実ですね。政府予算として地方交付税で措置されているということ表現しているのですね。

○水越委員 そうです。要するに、それは使っていると恐らく向こうは答えますね。それをさらにもうちょっと強く、それ以上のものが必要で済みたい文言が必要だったかなと今ふっと計算して思いました。

○松尾委員長 その後の「町田市においても」のところはちょっと表現を工夫する必要があるという意味合いですか。

○水越委員 そうですね。

○松尾委員長 いかがですか。きょう、時間も考え合わせると、これでいきましょうというよりも、7月にもう1回ご検討いただいたほうがいいかなとも思っているのですけれども、どうでしょうか。

○玉目委員 実は、これは7月の日程次第なのだと思うのですけれども、提言を出すタイミングだと思うのですね。7月中に出さない限り、8月からは15期目が始まるわけですね。そうすると、教育委員会の教育長に手渡すのかどうかですね。それにしても、事務局に教育長との面会予定などをとってもらわないといけないと思うのですね。そうしたときに、次回の協議会で間に合うのかどうかということがあるのです。

○尾留川館長 恐らくこれですと、図書館協議会の委員自身が教育委員会の任命になっています。そういった関係で、議会と一緒にすけれども、教育委員長と教育長と両者同席という形になるかなと。ですから、教育委員会としてこの事実を受けとめていただくということ、それから実際には配置ですとか執行という意味で教育長に同席してもらおうということになりますので、今、玉目委員がおっしゃられたように、両者が、教育委員長と教育長が2人とも対応できるところを7月中にこちらで調整しますので、その場に全委員が同席していただいて委員長から渡していただくという形になるかと思います。ですから、文案については、仮に7月後半ということであれば、後半に日程をこちらで調整しますので、それまでに確定をしていただくという形になるかと思います。

○松尾委員長 協議会を7月前半に開いて決める。7月中に教育委員長、教育長には提出するというようなスケジュールにすればいいのではないかと思うのですけれども。

○玉目委員 では、日程を。

○松尾委員長 それでは、日程を調整させていただきたいと思います。きょうは6月25日ですね。2週間後の9日ぐらいが安全なのかなと思うのですけれども、9日の火曜日に次

回の協議会を設定して、文案を確定する。その後、館長のほうで日程調整していただいて、できれば全員でお目にかかって緊急提言という形でお渡しするというスケジュールで大丈夫ですか。

○富田委員 日程調整などはもう進められているのですか。

○尾留川館長 これ以降、これが終わり次第。

○富田委員 7月9日以降みたいところで。

○尾留川館長 9日以降で調整します。

○松尾委員長 火曜日の午前中は会議を開いていますので、教育長のご都合があると思いますが、優先的には火曜日の午前中ぐらいにできれば。でも、市役所で庁議があるのですね。その後、お会いするという事はできるのかな。

○尾留川館長 実際に協議会の委員の都合が火曜日の時間がいいということであれば、その日程で、火曜日は部長会議がありますので、それ以降で、恐らく教育委員長は来ていただいて、もちろん、そこで同席していただくという形をとりたいと思います。

○松尾委員長 わかりました。よろしいですか。次回を9日に開く。その後。

○尾留川館長 そうすると、16日か23日のあたりで提言書を渡していただく。

○玉目委員 この案自体は、実は事前に皆さんにメールでお送りしているわけですから、本来なら先ほど沢里委員が言われていたような案については、メールでいただいと、それはそれでまた検討できたかなと思うのですね。短い期間の中でやっていくのでやむを得ないと思うのですけれども、できるだけそういうふうにしていただけるとありがたかったかなと思いました。

○松尾委員長 私も7月という日付が入っていたので、多少次回ぐらいまでを頭に置いていたわけです。9日に協議会を開催いたしまして、この提言を正式決定する。その後、7月中に教育長、教育委員長に提出ということでよろしいでしょうか。

それでは、そのほかご発言がありますでしょうか。その他でご発言がないようでしたら……。

○水越委員 先ほどの会議録で私自身が気になったのは、全然内容ではないのです。「物すごく」の「物」が全部漢字になっていたのです。これは平仮名がいいなと思いました。細かいことで済みません。

○松尾委員長 物の漢字は日本語表現として不自然ですので、平仮名に直していただいたほうが、者というのはいいのですけれども、お願いいたします。それは校正レベルでお願い

いたします。

きょうは以上で図書館協議会を終わりたいと思いますけれども、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

—了—